

静岡県監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年8月25日

静岡県監査委員 青木 清高
静岡県監査委員 森 裕
静岡県監査委員 鳥澤 由克
静岡県監査委員 田口 章

監査対象機関	監査結果報告年月日
ふじのくに地球環境史ミュージアム	令和2年3月27日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件名 収入印紙の貼付額誤り 3 内容 平成30年度に締結した常設展示（オンデンザメ）設備設置業務契約書の収入印紙の貼付額に誤りがあった。	
【措置の内容】 監査後、収入印紙の金額について委託業者に確認したところ、「請負に関する300万円超、500万円以下の契約」については2,000円の収入印紙を貼付すべきところ、誤って「建設工事の請負300万円超、500万円以下」の1,000円の収入印紙を貼付してしまったとのことでした。不足分の収入印紙につきましては直ちに委託業者に連絡して契約書へ貼付し、代表者印の割印を押印しました。 また、契約書を受理して内部決裁を受けた際、担当者をはじめ企画総務課の他の職員も収入印紙税額の不足等に気付かず契約書も受理したままとなってしまいました。 本事案につきましては、委託業者だけでなく発注者側の関係職員の認識・確認不足により生じたものです。今後、委託業者から契約書の提出を受けた際には、担当者が「印紙税額一覧表」により印紙税額の確認を行うとともに、決裁時には必ず「印紙税額一覧表」を添付して関係職員相互のダブルチェックを徹底します。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
西部健康福祉センター	令和2年3月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 公然わいせつ事件の発生</p> <p>3 内 容 西部健康福祉センターの職員は、平成31年3月、藤枝市青葉町の歩道上で、自身の下半身を露出して通りかかった女性に見せ、藤枝警察署に公然わいせつの容疑で逮捕された。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>事件発生を受けて、所内全職員に対して、法律や社会のルールを遵守し、公私に関わらず県職員としての自覚を持ち、服務規律の厳正な保持に努めるとともに、自らの行動が県職員全体の信用に影響を与える可能性があることを意識して行動するよう指示しました。</p> <p>また、事件後速やかに共に同様の業務に携わっていた職員に対して個別にヒアリングを実施し、職員の心のケアに努めるとともに、6月のコンプライアンス推進月間に合わせて、所内全職員に対して個別にヒアリングを実施しました。</p> <p>懲戒処分発表後、本件について所内全職員へ伝達し、綱紀の厳正保持の徹底を改めて指示しました。また、悩み事等があるときは、所属長等へいつでも相談して欲しい旨を伝えました。</p> <p>今後も引き続き、毎月の所内連絡会等において、コンプライアンス意識の徹底のため注意喚起を行い、風通しの良い職場作りに努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
静岡土木事務所	令和2年3月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 建設工事現場における第三者事故の多発</p> <p>3 内 容 平成30年度及び令和元年度に実施した建設工事において、第三者事故（物損）が3件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>当事務所では、これまで事故防止対策として、事務所抜き打ちパトロールに加え、労働基準監督署や建設業協会との合同パトロール、他事務所との合同安全講習会による受注者への指導などを行ってきました。</p> <p>また、平成30年10月からは、部全体の取組である工事事故防止行動計画に基づき、工事安全管理に関する特記仕様書を全ての土木工事の設計図書に添付するなどの対策を実施してきましたが、平成30年度中に2件の工事事故が発生してしまいました。</p> <p>令和元年度は、当事務所監督員及び管内受注者を対象に、事故の傾向の分析に基づく注意点を周知し、安全意識の向上を図る目的で、令和元年6月に事務所独自の工事事故防止安全講習会を開催するとともに、事務所単独の抜き打ちパトロールの頻度も月1回から2回に増やして実施してきました。</p> <p>このほか、交通基盤部における工事事故防止行動計画の取組の強化に従い、特記仕様書に規定した事故対策の実施確認を、担当監督員だけでなく主任・総括監督員等、複数体制で行った結果、令和元年度上半期には事故は発生しませんでした。下半期に1件発生してしまいました。</p> <p>事故発生後には、当事務所管内の受注者に対して、メール配信により情報共有と注意喚起を図るとともに、同様の事故が発生する可能性がある現場の緊急点検を実施しました。</p> <p>また、特記仕様書による「予想される事故対策リスト」の安全対策について、交通基盤部工事検査課のホームページに掲載されている事故事例集等を参考に検討し、その事例を施工計画書に添付させることとしました。</p> <p>さらに、当事務所管内の建設業協会の役員と、令和2年2月14日と同17日に実施した意見交換会においても、改めて工事事故防止について周知しました。</p> <p>今後は、これまでの取組をさらに徹底し、業界団体とも連携を図りながら、建設工事現場における第三者事故等の発生防止に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
焼津漁港管理事務所	令和2年3月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 非常勤職員の年次有給休暇に係る時間単位付与の誤り</p> <p>3 内 容 単純労務の非常勤職員1名について、年次有給休暇に係る時間単位の付与が誤っていた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>令和元年度に、当所の単純労務の非常勤職員1名について、時間単位の休暇の取得が上限である5日を超過していることが判明しました。</p> <p>単純労務の非常勤職員の時間単位の休暇は、1日を6.0時間に換算し、合計30時間（5日）が上限となりますが、これまで日単位と時間単位で取得する休暇を同一の休暇簿で管理していたため、確認が不十分となり、当該事案が発生してしまいました。</p> <p>判明後、直ちに当該職員に事情を説明し了解を得た上で、30時間を超えて取得した時間単位の休暇について1日（日単位）の休暇に振り替え、時間単位の休暇の合計が30時間以内、かつ年次有給休暇の合計が付与された日数の範囲内になるよう訂正しました。</p> <p>現在は、単純労務の非常勤職員2名について、年次有給休暇請求簿を「日単位取得用」と「時間単位取得用」に分けて管理し、時間単位の休暇が上限を超えないよう確認を徹底するとともに、担当者及び課長による確認体制をとることにより、再発防止に努めています。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
御前崎港管理事務所	令和2年3月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 車検切れ公用車の使用</p> <p>3 内 容 令和元年9月18日から10月3日までの間に4回、無車検で公用車を使用していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本件は、担当者が公用車の車検有効期限について、従来、課の予定表に入力していたものを令和元年度は入力を失念していたこと、また、前任者から引継ぎを受けた年間予定表に、他の車両の車検予定月のみ記載されていたため、無車検となった公用車の車検有効期限を認識していなかったことによるものです。</p> <p>車検切れが判明後、直ちに使用を中止するとともに、菊川警察署に事実を報告しました。</p> <p>その後、再発防止のため、次の取組を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 課の予定表に車検有効期限を入力し、課全体で情報を共有 ・ 公用車の鍵の保管場所や所内各所に車検の有効期限一覧表を掲示するとともに、公用車の運転席とダッシュボード付近に車検有効期限を表示し、公用車の鍵にも有効期限を記載したキーホルダーを付け、運転者に注意喚起 ・ 公用車予約データベースに、車検終了後に次回車検予定期間として車検有効期限日前後1か月を予め登録し、該当期間に公用車の使用ができないよう設定 ・ 車検有効期限一覧表を作成し、四半期ごとに課全体で車検有効期限を確認 <p>今後も、上記の取組を徹底し、再発を防止します。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
下田高等学校	令和2年3月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 建設工事の不適切な設計</p> <p>3 内 容 平成30年度に実施した目隠し用フェンス設置工事において、風荷重による転倒に対する安全性を満足しない不適切な設計を行い施工した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本件は、設計審査時の指示事項について、学校側の理解が不十分であったことが原因です。今回の監査における指導を受け、フェンス製造業者に構造計算の根拠資料の作成を依頼し、令和2年2月7日に財務課に状況を説明し、対応方針を確認しました。</p> <p>財務課からの回答を受け、令和2年2月17日に本校職員3名で安全が確保できるよう、目隠し用フェンスのパネルの下半分を撤去しました。</p> <p>今後は次のような取組により、再発防止に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・詳細な図面に基づいた見積書の提出を業者に依頼します。 ・工事の設計の内容について、疑問点等は設計審査担当者に十分確認します。 ・十分な工期を確保し、余裕をもった発注をします。 	
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 非常勤職員の年次有給休暇付与日数の誤り</p> <p>3 内 容 令和元年度の非常勤職員の年次有給休暇について、繰越日数の付与に誤りがあった。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本件は、複数の事務職員が当該非常勤職員の前歴期間を誤って認識しており、かつ履歴書での前歴期間を確認しなかったことが原因です。</p> <p>本来は、要綱、履歴書、基本報酬算定調書を照合の上、年休計算表を作成すべきでしたが作成されていませんでした。</p> <p>今回の監査における指導を受け、令和元年度の年次有給休暇について再計算を行い、正しい日数を付与するとともに、当該非常勤職員に説明しました。</p> <p>今後は、前歴によらず、要綱、履歴書、基本報酬算定調書を照合の上、年休計算表を作成することにより事務室全体で再発防止に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
松崎高等学校	令和2年3月27日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 建設工事の不適切な施工 3 内 容 平成30年度から令和元年度にかけて実施したネットフェンス設置工事において、風荷重による転倒に対する安全性を満足しない不適切な施工が確認された。	
【措置の内容】 本件は、設計や監督業務における構造物の安全に対する検討及び確認が不足していたことが原因です。今回の監査における指導を受け、令和2年度中に、風荷重による転倒に対する安全性を考慮したフェンスの補強工事を行うとともに、工事が施工されるまでは状況により、立入禁止箇所とするなどの安全対策を講じます。 今後は、設計の見積を徴取する際には、メーカーの標準施工図等を参考にして、風荷重による転倒に対する安全確認を行います。さらに、施工においても設計どおりの大きさの基礎が納入されているかなどの確認を確実にいき、再発防止に努めます。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
静岡農業高等学校	令和2年3月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 現金の不適切な管理</p> <p>3 内 容 部活動の農産物売上金について、担当教諭が学校徴収金等事務処理基準の規定に従わず、1か月以上に渡り事務機の引き出しに保管していたところ、盗難の被害に遭った。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本事案が発覚後、校長が当該教諭に対して状況確認をし、改めて全職員に下記のとおり継続的に周知徹底を図ることで、再発防止に努めています。</p> <p>1 現金の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎学期に1回、職員会議等で全職員を対象に会計の適正管理に関する研修を行い、学校徴収金等事務処理基準等の原理、原則の確認を繰り返し実施しています。 ・生産物売上金や各種検定料などの現金は、必ず事務室金庫に保管し、当日又は翌日に納入、入金することを徹底しています。 ・農業実習会計の栽培計画にない生産物を売り払う場合には、事前にその妥当性を事務室に相談することを徹底しています。 <p>2 施設の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎学期に1回、職員会議等で全職員を対象に施設の適正管理に関する研修を行い、県有財産管理の原理、原則の確認を繰り返し実施しています。 ・全職員の鍵の所持状況を把握・管理し、年度末の人事異動時の担当間での鍵の受け渡しは行わず、必ず事務室を介す等、適切な管理に努めています。 ・執務室等では、在室札を活用し在室者、最終退室者等を把握するとともに、職員が不在となる場合は、短時間でも施錠することを徹底しています。 	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
静岡商業高等学校	令和2年3月27日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 建設工事の不適切な施工 3 内 容 平成30年度から令和元年度にかけて実施したネットフェンス設置工事において、受注者から提出された施工承認図に対して、既設基礎コンクリートの基礎構造に係る協議を行っておらず、その一部において風荷重による転倒に対する安全性を満足しない不適切な施工を行った。	
【措置の内容】 本件は、設計や監督業務における構造物の安全に対する検討及び確認が不足していたことが原因です。今回の監査における指導を受け、基礎の強度を基準に適合させるための補強工事を令和2年度中に行うとともに、工事が施工されるまでは状況により、立入禁止箇所とするなどの安全対策を講じます。 今後は、建築基準法の適合などを参考見積りの段階から細かく精査し、正確な設計内容で工事が実施できるよう、再発防止に努めます。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
清流館高等学校	令和2年3月27日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 不適切な管理による郵券類（レターパック）の亡失 3 内 容 平成30年10月、不適切に管理していたレターパック45枚のうち37枚を亡失していることが判明した。	
【措置の内容】 本件は、当該職員が郵券類を使用する都度ではなく、必要だと見込んでいた数量の払出しをしたため、残数を物品取締員に返納することを失念してしまったこと、さらに、郵券類の保管場所を施錠していなかったことが原因です。 職員がレターパックの亡失に気づき、執務室を探しましたが、見つけることができなかったため、警察に連絡したことから現場検証が行われ、事件情報として処理されました。 その後、校長が当該職員に状況を確認して、平成30年10月3日に物品亡失報告書を出納局長に提出しました。 今後の再発防止策として、郵券類は事務室金庫にて保管することとし、使用する時には、その都度、必要数量だけを払出すことを徹底しました。さらに、必要数に変更が生じ、払出した郵券類を使用しなかった場合は、速やかに物品取締員に返納するよう、全職員に周知しました。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
浜松西高等学校	令和2年3月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 大学受験用の調査書の誤作成</p> <p>3 内 容 平成30年度に大学受験用に作成した調査書において、一部の生徒の物理の評定を誤って記入していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 原因</p> <p>高校3年生の調査書記載の評定について、本来は1学期及び2学期の成績の合算を当該調査書に記載すべきところ、物理の評定において、当該担当教員が誤って2学期のみの成績で評定し、これを調査書に記載してしまったことに対し、教科及び教務の担当段階及び校内で総合的に精査することができなかったことが原因で発生した事案です。</p> <p>2 対応</p> <p>事案把握後、直ちに次に掲げる対応を図りました。</p> <p>(1) 該当する生徒及び出願先大学への確認</p> <p>(2) 該当する生徒及び保護者への状況説明及び謝罪</p> <p>(3) 出願先大学への連絡及び提出済み調査書の差替え手続</p> <p>3 生徒への影響の確認</p> <p>出願先大学への聞き取り及び全ての合否結果に鑑み、影響はなかったことを確認しました。</p> <p>4 再発防止への取組</p> <p>(1) 成績処理に当たり、従来のマニュアルに加え、新たにチェックリストを作成し、複数の教員で確認する体制を確立し、調査書作成に係る評定記入の適正化の徹底を図りました。</p> <p>(2) 本件事案の原因について、教員各々が考えをまとめ、その対策を検討する全体研修を次のとおり実施しました。</p> <p>ア 実施日 平成31年2月22日（金）</p> <p>イ 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織としての問題点及び改善点についての検討 ・教員間での意見交換 ・校長講話 ・検討内容についてのコメントを管理職に提出 <p>(3) 上記(2)の研修における改善内容等を全教職員で共有し、適正化の意識付けを行うとともに、上記(1)のマニュアル及びチェックリストを使用し、再発防止に努めています。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
東部の県立高等学校、校名は非公表	令和2年3月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 わいせつ行為の発生</p> <p>3 内 容 東部の県立高等学校の教諭は、女子生徒1人に対し、平成28年11月から平成30年3月の間、ホテル等において、複数回わいせつ行為を行った。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 学校としての課題確認</p> <p>令和元年11月21日夕方、臨時職員会議を開催し、校長から全職員に本事案の概要を説明し、次のような課題を確認しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の不祥事を教訓とし、改めて不祥事根絶への高い意識を保つこと。 ・教育活動における生徒との接し方（携帯電話等での私的なやり取り禁止など）やサービスについての注意喚起の徹底 ・教職員間の意見交換や管理職等への相談のしやすい風通しの良い職場づくり <p>2 学校における再発防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不祥事根絶研修の計画を県教育委員会と連携して見直し、教職員1人1人の意識に深く伝わる不祥事根絶の研修方法を検討するなど、その研修を定期的実践します。 ・職員による生徒との携帯電話でのやりとり、メール、SNSに関するアンケートを実施し、実態を調査した上で、禁止徹底を図ります。 ・これまで口頭で行っていた懲戒処分の公表をNE Sパソコン上の校内掲示板に載せ、規範意識を高めます。 ・また、生徒に対しても、あいさつ、マナー、ソーシャルメディア等の利用方法など、規範意識を高める指導の徹底に努めます。 	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
東部の県立高等学校、校名は非公表	令和2年3月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 児童買春・児童ポルノ禁止法違反行為及び盗撮行為の発生</p> <p>3 内 容 東部の県立高等学校の教諭は、令和元年6月にSNSを利用して児童ポルノ（画像）を公然陳列したとして、令和元年11月に、児童買春・児童ポルノ禁止法違反の容疑で逮捕された。</p> <p>また、教育委員会の事情聴取に対し、令和元年10月に県内で2回盗撮を行ったことを認めた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 学校としての課題確認</p> <p>本事案が発覚した翌日の朝の職員打合せ時に、校長から経緯を報告し、改めて不祥事根絶への意識を持つように指示しました。また、当該教諭が懲戒免職処分の申し渡しを受けた令和2年1月23日の午後、臨時職員会議を開催し、再度、校長から全教職員に対し、処分内容を伝えるとともに、モラル・不祥事根絶への高い意識を持つことを指示しました。</p> <p>さらに、当該教諭からの事情聴取及び学校内における若年層の教員への指導状況を再確認し、学校として、次のような課題を確認しました。</p> <p>(1) 教員経験の浅い初任者等に対して、教員の本質的な仕事や資質を問う研修や時間の確保</p> <p>(2) 不祥事根絶に係る研修等を身近な事として十分に捉えさせるような取組</p> <p>(3) 年度当初面談等において、若手教員の悩みや相談を引き出せる組織づくり</p> <p>2 学校における再発防止対策</p> <p>(1) 管理職における定期的な面談等の実施</p> <p>採用年数の浅い職員に対し、校長等の管理職が年度当初や学期末等の節目に、教育者としての資質向上、健全育成を図るための面談等を実施します。</p> <p>(2) カウンセリングの実施</p> <p>教育相談心理アドバイザーによるカウンセリングを活用し、初任者及び2年目の教員に年一回の受講を義務付けます。</p> <p>(3) メンターの設置</p> <p>教員の指導に関して中立的なメンターとなる職員を配置し、日常的な相談体制を整えます。</p> <p>(4) 県教育委員会からの情報提供</p> <p>県教育委員会から情報提供される「懲戒処分の公表」や「コンプライアンス通信」等について管理職がその都度、職員に意識付けを行います。</p>	